

広島県告示第九百九十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年八月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
戸坂くるめ木一丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和六十一年二月十三日広島県告示第三百二十八号（以下「告示一」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線、標柱六号から標柱八号を平成五年三月二十九日広島県告示第三百五十二号（以下「告示二」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱八号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。  
ただし、標柱一号及び二号は告示一で指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とする。標柱六号及び七号は告示二で指定した土地に存する標柱六号及び五号と同一とする。また、標柱八号は告示二で指定した土地に存する標柱四号から五号を結んだ線上に存するものとする。

郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市東区		戸坂くるめ木一丁目						一九一番	標柱一号及び一 二号		
								一八番一	標柱二 号及び三 号		
								二七三番地 先市道敷	標柱四 号		
								二七四番	標柱五 号及び七 号		
								二七五番一	標柱六 号		
								甲一七番	標柱八 号		
								一八八番	標柱九 号		
								一八七番一 一八七番二	標柱一〇 号		